

平成29年度に指定管理者の候補者選定を予定している
施設について示された非公募の考え方に対する意見書

平成29年6月

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会

1 経緯

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）は、鈴鹿市からの諮問を受け、委員会としての意見を集約したので、ここに報告する。

2 委員会としての意見

委員会では、施設の概要調書、施設を所管する担当課へのヒアリング等により鈴鹿市から示された非公募の考え方（別紙）を確認し、検討を行った。

その結果、非公募の考え方に対する委員会としての意見は次のとおりである。

(1) 非公募が妥当と判断した施設

次の施設については、鈴鹿市公の施設の指定管理者制度運用指針に規定する「地域の人材を活用することで、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる場合」に該当するものと判断したため、募集方法を非公募により行おうとすることは、妥当であると考えられる。

- ・ 鈴鹿市稲生民俗資料館
- ・ 伊勢型紙資料館
- ・ 庄野宿資料館
- ・ 佐佐木信綱記念館
- ・ 鈴鹿市白子コミュニティセンター
- ・ 鈴鹿市神戸コミュニティセンター
- ・ 鈴鹿市合川コミュニティセンター
- ・ 鈴鹿市牧田コミュニティセンター
- ・ 鈴鹿市伝統産業会館
- ・ 鈴鹿市鼓ヶ浦駐車場
- ・ 鈴鹿市千代崎駐車場

(2) 非公募が適切ではないと判断した施設

本来、指定管理者制度は、民間の工夫やアイデアによって公の施設の設置の目的を効果的、効率的に達成していくための仕組みであり、指定管理者を選定する際には、条例にも規定されているとおり、公募を実施することによって、競争原理が働き、市民サービスの質の向上及び経費の節減が図られることが期待され導入された制度である。

体育館を始めとするスポーツ施設は、全国的には民間企業やNPO団体など様々な担い手が指定管理者として管理運営を行っている例が多数あることから、一般的には公募を実施することにより、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができるなど、指定管理者制度のメリットが期待できる施設であると考えられる。

なお、鈴鹿市においても「市民に体育やスポーツ活動実践の機会を提供することにより、体育・スポーツの健全な普及発展と市民の健康保持増進、体力向上を図る」という同様の設置目的を掲げている他の施設においては、指定管理者の候補者を公募しており、必ずしも非公募としなくても施設の設置目的を効果的、効率的に達成することは可能であると考えられる。

また、全国高等学校総合体育大会や三重とこわか国体が開催されることによる施設の利用に関する競技団体との調整・連携や、大規模改修による市立体育館の長期休館に伴う影響についての懸念は、募集要項に明記することにより払拭することが可能と考えられることから、非公募とする理由には当たらないと考えられる。

よって、指定管理者制度の本来の趣旨や市民にとっての利益を勘案すると、次の施設については、本委員会としては募集方法を非公募により行おうとする積極的な理由を見出すことはできなかった。以上のことから、指定管理者候補者を非公募により選定するという鈴鹿市の考えは適切ではないと判断した。

- ・江島総合スポーツ公園・松池公園（運動施設・公園施設）、石垣池公園（運動施設・公園施設）、鈴鹿市鈴が谷運動広場、鈴鹿市立西部体育館、鈴鹿市農村環境改善センター、鈴鹿市立西部野球場、西部テニスコート、鼓ヶ浦サン・スポーツランド（運動施設・公園施設）、桜の森公園（野球場・公園施設）

3 付帯意見

次期指定期間内である平成30年度に全国高等学校総合体育大会、平成33年度には三重とこわか国体の一部の競技が鈴鹿市において開催されることから、次期指定管理者については、国体を成功裡に終わらせるためにも、施設の利用に関して、各競技団体や関係団体と円滑な調整をすることが求められる。

また、市立体育館は大規模改修により、平成30年度から約2年間の長期休館が予定されているため、休館中については、各競技団体と他施設への利用調整をすることや、費用負担等について事前に明らかにすることが、必要である。

そのため、公募を実施するにあたって、これら鈴鹿市が指定管理者に求めるものや鈴鹿市と指定管理者との関係を整理し、募集要項に明記することが望まれる。

平成29年6月13日

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会

会長	小林 慶太郎
職務代理者	貴島 日出見
委員	櫻井 哲男
委員	田中 利佳
委員	中村 次男
委員	南条 七三子
委員	長谷川 玲子
委員	浜田 果歩
委員	別府 孝文
委員	安井 みどり

◎事業者非公募の考え方

・ 鈴鹿市稲生民俗資料館

鈴鹿市稲生民俗資料館は、稲作や農具に関わる資料を保存・展示している資料館であり、展示資料の大部分が地元からの寄贈品である。同資料館は、地元の郷土史会が中心となり設立した郷土資料館を前身としており、地元の関わりや関心は極めて強い。現在の指定管理者である稲生民俗資料館運営委員会は、今年度において活動終了となることから、今後は、現在稲生地区において、古代米の栽培や名所旧跡を訪ねる「ふるさとめぐり」など歴史や文化に関わる活動を行っている「稲生の歴史と文化を守る会」を指定管理者と位置付けることが適切である。

・ 伊勢型紙資料館

伊勢型紙資料館は、重要無形文化財「伊勢型紙」に関する資料の展示や実演を通し、工芸技術の歴史や魅力を紹介する施設である。伊勢型紙技術保存会は、14名の高度な染め型紙の彫刻技術を有する会員で構成され、重要無形文化財の保持団体として国の認定を受けている。専門的な知識と経験を有する同団体は、資料館の展示物である染め型紙、見本染め、反物、寄せ小紋の着物等に関する製作工程や絵柄について正確に解説することが可能であるとともに伊勢型紙に関する体験型事業等各種サービスを提供することができ、同館の設置目的を達成する上において指定管理者として適切である。

・ 庄野宿資料館

東海道の45番目の宿場である庄野宿の本陣・脇本陣に関する資料を展示する庄野宿資料館は、市の有形文化財（建造物）に指定されている建物で、近世文化財の歴史的価値を紹介する資料館である。同資料館に対する地元の愛着や関心は極めて高く、庄野宿資料館運営委員会においては庭園の清掃や樹木の管理を自主活動として取り組んでいる。また、展示物やそれにまつわる解説も的確であり、同運営委員会を指定管理者と位置付けることが適切である。

・ 佐佐木信綱記念館

佐佐木信綱記念館が位置する石薬師地区は、地元住民が中心になり佐佐木信綱博士の業績を顕彰する土壌や風土が整った地域で、文化事業に対する住民の関心は極めて高い。昭和46年に信綱の生家が移転した際、地域住民をメンバーとした佐佐木信綱顕彰会が設立された。その後、同顕彰会は長きにわたり、記念館の附属施設である佐佐木信綱生家及び庭園の清掃をボランティア活動として続けるとともに、今や県内外からも一万首を超える短歌応募があり、今年度で46回目

を迎える「佐佐木信綱顕彰歌会」は、本市を代表する文化活動である。また、同顕彰会は「信綱かるた道」と題し、旧街道沿いへの短歌の案内板を設置したり、学校及び公民館で信綱の短歌で作製した「信綱かるた」「信綱紙芝居」を利用した顕彰活動を活発に展開し、本市の文化の向上に寄与している。こうした同顕彰会を指定管理者と位置付けることは適切である。

・ 鈴鹿市白子コミュニティセンター

当施設は、地域密着型の施設であり、地域の人材を活用することで、施設の設置目的を効率的、効果的に達成することができるものと考えている。このことは、本市が推進する自主自立した地域づくりにつながるものであるため、引き続き当委員会を指定管理者といたしたい。

・ 鈴鹿市神戸コミュニティセンター

当施設は、地域密着型の施設であり、地域の人材を活用することで、施設の設置目的を効率的、効果的に達成することができるものと考えている。このことは、本市が推進する自主自立した地域づくりにつながるものであるため、引き続き当委員会を指定管理者といたしたい。

・ 鈴鹿市合川コミュニティセンター

当施設は、地域密着型の施設であり、地域の人材を活用することで、施設の設置目的を効率的、効果的に達成することができるものと考えている。このことは、本市が推進する自主自立した地域づくりにつながるものであるため、引き続き当委員会を指定管理者といたしたい。

・ 鈴鹿市牧田コミュニティセンター

当施設は、地域密着型の施設であり、地域の人材を活用することで、施設の設置目的を効率的、効果的に達成することができるものと考えている。このことは、本市が推進する自主自立した地域づくりにつながるものであるため、引き続き当委員会を指定管理者といたしたい。

・ 鈴鹿市伝統産業会館

鈴鹿市伝統産業会館は、伊勢型紙及び鈴鹿墨の振興と発展を図るものであり、産業従事者である伊勢形紙協同組合が管理運営を行うことで、展示物の説明や、職人の実演、来館者への体験指導など、きめ細かい対応が随時可能となり、充実したサービスの提供により、施設の満足度を高め利用促進を図ることができる。近年、伊勢型紙、鈴鹿墨とも後継者不足が大きな問題となるなか、伊勢形紙協同組合では、本市と協働して後継者候補の育成事業を実施するなど、本市の重要な

地域資源である伊勢型紙の技術継承に尽力し、この後継者候補の技術習得の場として伝統産業会館を活用している。また、伊勢形紙協同組合が実施するイベントやPR事業では、鈴鹿製墨組合と連携して相互の伝統産業の普及・継承を図っている。このように鈴鹿市伝統産業会館の設置目的を果たし、現在も指定管理者として円滑な業務を実施するとともに、国の伝統的工芸品に指定されている伊勢型紙、鈴鹿墨の普及・継承に努められる伊勢形紙協同組合に引き続き指定管理業務の委託を行いたいため、公募は行わない。

・ 鈴鹿市鼓ヶ浦駐車場

鼓ヶ浦海水浴場開設期間中の鼓ヶ浦駐車場の管理運営を、地域組織である鼓ヶ浦観光協会に委託している。同駐車場の利用者の大半が、海水浴場開設期間中の利用であることから、同駐車場は鼓ヶ浦海水浴場と密接な関係にある。また、同駐車場は、地域の連携や活性化のための社会活動等を実施する際、参加者に開放されており、地域活動の側面的な役割を果たしている。このように、同駐車場の指定管理者である鼓ヶ浦観光協会は、鼓ヶ浦海水浴場及び鼓ヶ浦地域と一体的な関係にあり円滑な業務を行っていることから、引き続き同観光協会に指定管理業務の委託を行いたいため、公募は行わない。

・ 鈴鹿市千代崎駐車場

千代崎海水浴場開設期間中の千代崎駐車場の管理運営を、地域組織である千代崎観光協会に委託している。同駐車場の利用者の大半が、海水浴場開設期間中の利用であることから、同駐車場は千代崎海水浴場と密接な関係にある。また、同駐車場は、地域の連携や活性化のための社会活動等を実施する際、参加者に開放されており、地域活動の側面的な役割を果たしている。このように、同駐車場の指定管理者である千代崎観光協会は、千代崎海水浴場及び千代崎地域と一体的な関係にあり円滑な業務を行っていることから、引き続き同観光協会に指定管理業務の委託を行いたいため、公募は行わない。

- ・ 江島総合スポーツ公園・松池公園（運動施設）、石垣池公園（運動施設）、鈴鹿市立西部体育館、鈴鹿市立西部野球場、西部テニスコート、鼓ヶ浦サン・スポーツランド（運動施設）、桜の森公園（野球場）

特定非営利活動法人鈴鹿市体育協会は、市の施策である鈴鹿市スポーツ振興計画の理念・方針に合致する唯一の団体であり、当団体がスポーツ施設の管理・運営を行うことは、施設の公益性・公共性を高めるうえで非常に効果的である。また、指定期間内に、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）や三重とこわか国体が開催され、練習会場も含め施設の利用について現指定管理者の当団体と協議し計画を進めているため、県や競技団体間の調整など円滑に行うことができる。さらに、中心的施設のAGF鈴鹿体育館が指定期間内に大規模改修により約2年間の長期休館を余儀なくされ指定管理者の経営に著しく影響を与えることから、非営利団体の当団体が同期間の指定管理者にふさわしい。

- ・ 江島総合スポーツ公園・松池公園（公園施設）、石垣池公園（公園施設）、鼓ヶ浦サン・スポーツランド（公園施設）桜の森公園（公園施設）

都市公園内にある運動施設と公園施設は、一体の施設であり、より一層、市民の方々に公園を利用いただくには、これらの施設を一体的に管理・運営されることが望ましい。このため運動施設の管理者と歩調を合わせ公園施設の管理・運営を依頼したい。

- ・ 鈴鹿市鈴が谷運動広場

当施設は、少年・少女を対象としたサッカーや野球などのスポーツの利用が殆どであり、特定非営利活動法人鈴鹿市体育協会は、市の施策である鈴鹿市スポーツ振興計画の理念・方針に合致する唯一の団体であることから、当団体がスポーツ施設の管理・運営を行うことは、施設の公益性・公共性を高めるうえで非常に効果的である。

- ・ 鈴鹿市農村環境改善センター

農村環境改善センターは、西部野球場及び西部テニスコートの3施設が併設し、3施設の管理運営を現在一体で行っている。3施設を一体で管理運営することは、経費や利便性などを考慮すると、非常に有利である。また、従来から一体で管理運営を行ってきた経過もあり、今後も一体で運営することが効果的と考えている。

よって、市内のスポーツ施設を指定管理者に委託することから、今後も同じ指定管理者へ依頼することが、農村環境改善センターの管理運営に効率がよいと考える。また現在、鈴鹿市体育協会は管理運営を委託している団体であり、問題ないことから依頼したい。